

令和3年5月14日

記者発表資料

(県政・小田原記者クラブ同時発表)

県立障害者支援施設における身体拘束ゼロの実現に向け、第三者の視点を入れた取組みを開始

この中で、中井やまゆり園における2件の拘束について虐待と認定

県は、県立障害者支援施設での身体拘束ゼロの実現を目指して、昨年12月から、身体拘束の実施状況をホームページで公表し、「見える化」を図っています。

より良い支援を進めるため、まず、中井やまゆり園で行っている身体拘束22件の状況を、第三者の視点を入れる観点から関係市町村に情報提供し、関係市町村とともに、支援内容の検証を行いました。

こうした県からの情報提供は初めてであり、今後、市町村とは支援の改善に向けて継続的に意見交換を行うこととしましたが、情報提供した事案のうち2件(利用者2名)について身体的虐待に当たると認定されました。

1 県のこれまでの取組み

(1) 県立施設の身体拘束の実施状況

	令和2年12月	令和3年1月	令和3年2月	令和3年3月	令和3年4月
県立6施設全体	98件	93件	83件	82件	79件
うち中井やまゆり園	61件	57件	50件	51件	53件

(2) 関係市町村への情報提供

- 上表の令和3年2月の中井やまゆり園の50件のうち長時間の居室施錠等(22件)の状況を、利用者に係る支援費の支給を決定した11の市町村(以下「関係市町村」という。)に情報提供し、意見交換を行いました。
- このうち、1つの市町村から2件(利用者2名)について身体的虐待に当たると認定されました。

2 県の今後の取組み

- 中井やまゆり園は、関係市町村の助言を得ながら、県とともに、22件の居室施錠等について、支援の改善を進めます。
- 今後は、会議等を通して、県内全市町村と、今回虐待認定された事案や、他の県立施設での身体拘束の実施状況を共有し、市町村と連携して支援の改善の検討を深めていきます。

3 虐待認定された事案の状況

- 中井やまゆり園の強度行動障害のある2件(利用者2名)に対する居室施錠利用者A(男性) 1日8時間以上の居室施錠(夜間含む)
利用者B(女性) 1日8時間以上の居室施錠(夜間含む)
いずれも夜間長時間にわたっており、身体拘束を行う上で満たすべき3要件のうち「一時性」

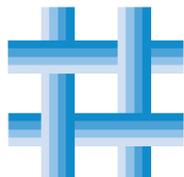


を満たさないとして、障害者虐待防止法に基づき、5月13日、身体的虐待に当たると認定されました。

※県立中井やまゆり園について

【施設の概要】主として、知的障害のある方に対する支援を行う障害者支援施設

【所在地】足柄上郡中井町境218番地 【定員】入所140名（うち短期入所18名）



ともに生きる社会
かながわ憲章

KANAGAWA CHARTER for an Inclusive Society

- 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます

問い合わせ先

(中井やまゆり園の虐待認定事案以外について)

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課

課長 高橋 電話045-210-4702

県立障害者施設指導担当課長 吉田 電話045-285-0214

(中井やまゆり園の虐待認定事案について)

神奈川県立中井やまゆり園

園長 菅野 電話0465-81-0288